

発議第2号

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく  
補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出  
します。

平成29年12月18日提出

(提出者)

総務建設常任委員会

委員長 田中宏幸

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、総務大臣

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく  
補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、地域経済の活性化や社会活動を支えるとともに、災害時には緊急輸送路として機能するなど、市民生活に欠くことのできない重要な社会資本の一つです。

現在、国においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、交付金事業の補助率等について通常  
の50%を55%等に嵩上げし、道路整備の促進に対する特段の配慮がなされていますが、この措置は、平成29年度までの時限措置となっています。

岩出市では、「安全で安心して暮らせるまちづくり」のため、幹線道路の歩道設置などの道路整備に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に補助率等の措置の廃止は、地方自治体にとっては死活問題であり、地域活力の低下を招くことが危惧されます。

よって、国におかれては、継続的かつ直実な道路整備を推進するため、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。